

ドイツにおける「特別の教育的促進」の取り組み ——「特別の教育相談・促進センター」を中心に——

藤 井 聰 尚¹⁾

Special Needs Education and Special Pedagogical Support Centres (Förderzentren) in Germany

FUJII Toshitaka

要 約

ドイツ連邦共和国では「特別ニーズ教育」を「特別の教育的促進」と呼称している。この教育システムは特別学校の教育的機能を活用して統合教育を推進することにある。このドイツ型インテグレーションの中心的役割を演じているのが特別学校に設置される「特別の教育相談・促進センター」である。

本稿ではセンターの機能や役割を探るため、ヘッセン州の実情を3点からアプローチした。まず法制的基盤を整理して任務や組織を明らかにし、続いてセンターの実情の一端を数値で整理しその特徴や傾向を把握した。数値で示した内容は広域センターと地区センター別の設置推移、種別や設置者の特徴などである。さらにヘッセン州の一部地域を取り上げ、センターの活動実態を整理し課題に論及した。

キーワード：特別支援教育 特別ニーズ教育 特別の教育相談・促進センター ドイツ型インテグレーション

はじめに

ドイツの「特別の教育的促進」(sonderpädagogische Förderung) とは、1990年代に始まったドイツ型インテグレーションを進める教育活動の総称である。通常の学校における中核的な活動である「共同授業」や「巡回指導」では、「特別の教育相談・促進センター」の活動が大きな役割を果たしている。センターは主に促進学校（特別学校）に設置されるが、この学校はこれまでに障害者教育を先導し多くの教育的遺産を蓄積している。センターは促進学校のもつ教育的機能や社会的役割を通常の学校に学ぶ特別の教育的ニーズを有する児童生徒の教育に活用している。このセンターの活動の仕組みや実態を整理して、ドイツ型インテグレーションの特徴や課題を把握した

い。

整理に当たっては、ドイツ北西部に位置するヘッセン州に焦点を当て、まず法制的概要や統計による実態を把握する。続いて詳細な実情についてヘッセン州北部のマールブルグ・ビーデンコプフ郡とフランクフルト郊外のターヌス地帯の3郡（グロス・ゲラオ / マイン・ターヌス、ホッホターヌス・ヴェターラオ、グロス・ゲラオ / マイン・ターヌス）を取り上げ、活動の事例を検討する。

なお、使用した資料に本文や注で示す行政資料や関連する研究図書・論文とともに、州学務局や学校などの担当スタッフ・保護者などに対する現地調査によって得た資料などがある¹⁾。

1) 中部大学現代教育学部児童教育学科

I 「特別の教育的促進」法制と「特別の教育相談・促進センター」の役割

常設各州文部大臣会議（Kultusministerkonferenz）は、1994年5月「ドイツ連邦共和国における学校の特別の教育的促進のための勧告」（Empfehlungen zur sonderpädagogischen Förderung in den Schulen in der Bundesrepublik Deutschland）を発表した。この勧告によって連邦各州では特別の教育的促進に対する本格的取り組みが始まり、まず法制の整備に着手した。しかし、ヘッセン州ではこれ以前に法制の整備に取り組んでおり、1992年4月に「学校における特別の教育的促進の規則のための法律」（Gesetz zur Regelung der sonderpädagogischen Förderung in der Schule）が制定された。しかし、その直後の同年6月に「学校法」が大幅に改正され、その第6部全体（第49条から55条まで）が「特別の教育的促進」の規定に当てられ、前記法律の内容がそのまま「学校法」本法に規定された。これによって州の教育制度の根幹を定める法律のなかで、「特別の教育的促進」の取り組みが公的な承認を得たのである。これに伴い、「学校における特別の教育的促進の規定のための法律」は1993年5月「特別の教育的促進に関する規則」として施行手続を中心に再構成され公布された。

特別の教育的促進にかかわる基本的な法制は、その後若干の法改正を経て、2009年3月現在次の通りである。

- ・「ヘッセン州学校法」Hessisches Schulgesetz vom 11. Dezember 2007
- ・「特別の教育的促進に関する規則」Verordnung über die Sonderpädagogische Förderung vom 17. Mai 2006
- ・「特別の教育相談・促進センターの活動に関する要綱」（Richtlinien über die Arbeit der sonderpädagogischen Beratungs- und Förderzentren (BZF): Erlass vom 29. November 2006）

この基本法制3法に基づく特別の教育的促進の仕組みと「特別教育相談・促進センター」の役割は次の通りである²⁾。

1 通常学校の任務と特別の教育的促進

通常学校の任務は成績不振をはじめ、児童生徒の学習・言語ならびに身体的・社会的・情緒的発達に対する悪影響を減少させることであり、これには以下の措置が必要である。（「規則」第1条）

- ・多様な授業の展開
- ・学校教師の親に対する包括的相談
- ・不利益調整の保護
- ・人的充足の枠内で教師による小グループや個別促進などで支援・促進措置の取り組み
- ・教育援助のための少人数学級、言語治療学級もしくは類似の促進システムとの協働
- ・促進学校もしくは相談・促進センターとしての促進学校との協働
- ・学校心理士や専門相談員との協働
- ・学校外の促進機関や就学前機関などとの協働

通常学校の予防的取り組みとして、さらに「特別の教育相談・促進センター」の教員による学校を巡回する取組が規定されている。

2 通常学校と促進学校における「特別の教育的促進」

通常学校の予防的措置によっても身体的・社会的・情緒的ならびに認知的発達を保障できない場合、児童生徒の特別の教育的促進にニーズが検査され、これが認定されれば特別の教育的促進の取り組みが個別促進プランの作成をもとに通常学校と促進学校の双方で行われる。

1) 通常の学校における共同授業

特別の教育的促進のニーズを有する児童生徒（Schülerinnen und Schüler mit sonderpädagogischem Förderbedarf）と促進的ニーズをもたない児童生徒との共同授業（gemeinsamer Unterricht）は、特別教育相談・促進センターとしての促進学校（Förderschule）と緊密に協力して、通常の学校（allgemeine Schule）において行われる。共同授業のためには、学校が特に補助具や特別な教材教具を備え、個々の児童生徒の特別の教育的促進ニーズに適切な空間的物的条件を配慮することができれば、通常の学校で行われる。追加的な建物や物的条件が必要であれば、学校運営管理者の同意が必要である。

すなわち、建物や物的条件が適切な時期に調達されることが保障されなければならない。（「規則」第6条）

共同授業のための人的条件として共同授業クラスにあっては、特別の教育的促進ニーズを有する児童生徒3人まで、例外として4人まで受け入れることができる。このクラスの上限はグランドシュレー（Grundschule）で通例20人、中等段階Ⅰで18人、グランドシュレーの就学前クラスで18人を越えないことになっている。

また、促進ニーズの種類と範囲によって、学級に加配される教師や生活指導員の週当たりの時間が決められる。子ども1人の場合週5時間から10時間まで、子ども2人にあっては週8時間から16時間まで、子ども3人にあっては週12時間から24時間までである。州学務局は理由があれば、例外として追加時間数の超過を認めることができる（「規則」第7条）。

共同授業では、特別の教育的促進ニーズを有する児童生徒1人ひとりに、特別の教育的促進ニーズの認定をもとに、教師は次の半期の促進プランを作成する。これには児童生徒のために努力する教育・授業の目標が記述される。その際、共同授業の枠内における児童生徒の学習グループの実態や学習開始時の状態を把握し、人的・空間的・物的条件等を考慮して、促進の取り組みの計画が記述される。

促進ニーズを有する児童生徒の促進ニーズの変化や発達を考慮して、この促進プランは継続して記入され、必要事項の変化に応じた取り組みに活用される。この継続的な記入により特別の教育的促進ニーズに変化が生ずれば、州学務局に報告され必要な決定が下される。促進プランは当該児童生徒の行動の要素表である。

2) 促進学校における「特別の教育的促進」

促進学校には次の任務が課せられている。（「規則」第14条）

- ・学校において身体的・社会的・情緒的ならびに認知的発達を保障するため特別の教育的援助を必要とする児童生徒に特別の教育的ニーズを充足すること
- ・特別の教育的ニーズを有する児童生徒の社会にお

けるリハビリテーションやインテグレーションに協力すること

- ・児童生徒の通常学校への転校を達成するために教育援助を与えること。
- ・通常学校と協働して彼らに特別の教育的問題に助言や支援をすること
- ・設定された教育措置や企業との協働により児童生徒に対する実務的職業指導を行い職業・労働の世界への移行を支援すること

促進学校は継続的長期的に特別の教育的促進を必要とする児童生徒のための機関である。通常の学校における特別の教育的問題の相談は、特別の教育的促進の中核であり、なによりも促進学校の任務である。促進学校は地域の必要に応じて区分され、多様な障害を有する児童生徒を受け入れ、特に重複の障害を有する児童生徒の特別の教育的促進のニーズに即応するように編成される。

促進学校は、通常の学校に即応した目標を有する形態と、異なった目標をもつ形態とに区分される。即応した目標をもつ形態は、言語治療学校や肢体不自由、難聴、弱視、盲、病弱などの学校、そして教育援助学校（Schule für Erziehung）である。これらの学校は、それぞれの障害の必要に応じた授業組織において、通常の学校の教育課程を提供する。一方、異なった目標をもつ形態は、学習援助学校（Schule für Lernhilfe）と実務的教育学校（Schule für Praktische Bildung）である。学習援助学校の任務は、長期に継続する相当な学習障害により特別の教育的促進を必要とする児童生徒に、通常学校への転校が不可能な限り、学習援助学校の修了を導くことである。実務的教育学校の任務は、精神遅滞児童生徒に対して、人格を実現し外界を経験し社会的諸関係を方向づけしながら、その形成に働きかけ自己存在を安定させる能力を与える。

3 就学決定手続き

教育権利者や通常の学校の依頼により、州学務局は特別の教育的促進ニーズを認定する。その種別・範囲・期間について、また適切な授業の条件などについての決定は、促進学校教師による特別的教育検査、校医の診断、疑問がある場合に行われる学校心理検査などにもとづく。教育権利者は包括的な相談

を要求する権利を有している。（「規則」第19条）

グルントシューレ Grundschule（小学校）では、教育権利者はその子どもを通常の学校に就学させるか、または促進学校に就学させるかについて決定できる。中間—上級段階（Mitere-Oberstufe）においても、通常の学校就学または相応な目標をもつ促進学校の就学に関して、学校選択権は教育権利者にある。しかし、選択された通常の学校に必要な特別の教育的措置のための空間的人的条件が具備されていない場合、もしくは必要な補助具や教材・教具が用意できない場合、地区州学務局は教育権利者の決定に異議を申し立てをすることができる。この他にも普通の教育の枠組みの中で、児童生徒が通常の学校で適切に促進されるかどうか相当な疑問が生じる場合、地区学務局は決定に異議を申し立てすることができる。

教育権利者が促進学校の就学を決定するか、または通常の学校への就学希望を拒否された場合、権限が学区によって留保されていないかぎり、州学務局は地区の当該促進学校に就学指定を行なう。

州学務局は次の場合に促進委員会（Förderausschuß）を設置する（「規則」第20条）。

—親が通常学校就学決定に固執する場合

—通常学校に就学している特別の教育的ニーズを有する児童生徒にあって親もしくは通常学校が促進委員会の設置を申請した場合

—親もしくは通常学校が別の通常学校での促進が可能か、又は該当する促進学校に就学するか否かについて促進委員会の意見を照会するよう申請した場合

議決権を有する委員会の構成メンバーは、1）特別の教育的促進の専門家又は州学務局の代理人、2）通常学校の教師、3）促進学校の教師、4）親であり、メンバーの半数以上の出席者で多数決で議決する。なお、委員会は特別の教育的ニーズの認定を基本に意見や勧告を用意する。勧告権を有するメンバーとして、1）母国語授業の担当教師 2）就学前教育の代表者、3）共同授業が特別な空間的物的設備を必要とする場合、学校維持管理者の代表が加わる。

親が通常の学校への就学を希望する場合、親の選択権と学校監督庁の決定手続きの関係をより詳しく

みてみよう。

ヘッセン州学校法第54条3項により、親は子どもが通常学校もしくは促進学校に就学するか否かを決定する。その選択には生活実務的ニーズもしくは学習援助のニーズを有する児童生徒のためには地区の学校における統合・部分統合・共同の取り組みに関する選択も含まれる。それぞれの取り組みについて親は助言を受ける。通常学校に相当する目標を持つ促進学校就学が適当と認定された特別の教育的ニーズを有する児童生徒にあっては、親が促進学校を申請しない限り通常学校就学が優先される。わが子の就学に関する親の決定は州学務局により原則として毎年4月15日までに通知される。

認定された特別の教育的ニーズを有する児童生徒を通常学校就学と親が決定する場合、必要な特別の教育的促進のための空間的物的条件が通常学校に欠けており、共同授業の開始までに実現せず、あるいは必要な教具・教材が準備されないならば、州学務局は親の決定に反対することができる。さらに通常の教育的枠組みにより児童生徒が通常学校で適切に促進されないという疑問が存在するならば、州学務局は親の決定に反対することができる。

州学務局の反対にもかかわらず、親がその決定に固執するならば、親が表明する理由を考慮し、また促進委員会の勧告をもとに最終決定を行う。通常学校への入学には、就学前学級または第1学年ないし第2学年に入る児童生徒が配慮される。

親が促進学校就学ないし通常学校就学を不可能、もしくは当該のグルントシューレにおける共同授業に通学させないことを決定したならば、州学務局は当該の促進学校就学を義務づけるか、もしくは児童生徒をどの特別授業に参加させるかについて決定する。

児童生徒の特別の教育的ニーズが促進学校でのみ、もしくは州学務局の管轄外の「特別的教育相談・促進センター」で充たされるならば、入学する学校を管轄する州学務局の了解を得て当該の学務局により就学指定が行われる。

親が認定手続きで促進学校就学に同意するならば、州学務局は特別の教育的ニーズの認定と促進学校就学に関する決定を同時に行う。（「規則」第21条）

4 「特別の教育相談・促進センター」

(sonderpädagogische Beratungs- und Förderzentrum) の役割

センターの役割については、「特別の教育的促進」規則（2006年5月17日）の該当する事項をそのまま下に訳出する。

第5章「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校

第24条「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校の任務

- (1) 「ヘッセン州学校法」53条2項により、促進学校はさらに「特別の教育相談・促進センター」に発展することができる。「特別の教育相談・促進センター」の任務は本規定第2条に示す処置である³⁾。
- (2) 通常学校の教師、学校心理士、教育相談所、青少年施設、福祉・医療・療法関係者と緊密に連携して、「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校により予防処置が計画され、通常学校で実行される。「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校は、障害児や障害の恐れある青少年にできるだけ早期の特別の教育的支援を行う。さらに就学前施設や早期促進所との連携も重要である。
- (3) 通常学校は親の了解を得て特別の促進要求を有する児童生徒のために特別教育相談・促進センターに通知する。特別の教育的促進措置への参加の必要性については「特別の教育相談・促進センター」の促進学校教師団が情報を認定し作成する。情報を基に州学務局が参加について決定する。州学務局は決定権限を「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校長に委任することができる。「特別の教育相談・促進センター」の人的条件が可能であれば、追加的促進措置が実行できる。州学務局に追加的促進措置の開始と終了が通知される。促進措置に加えられた児童生徒のために関係教員は半年間個別促進プランを記録する。巡回もしくは部分統合の特別教育相談・促進措置ないしは促進授業のための基本は個別促進計画である。
- (4) 「特別の教育相談・促進センター」としての促進

学校では地域で活動する教師のために定期的な従事者協議が開催される。協議は経験交換、相談・促進活動並びに教師の研修に役立つ。教師教育機関との緊密な連携が不可欠である。

- (5) 「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校は共同授業措置の計画と実行、教育援助学級や言語治療学級において通常学校を支援する。促進学校は地域に投入された教師団の出身学校であり、州学務局の基準により投入の調整を担う。
- (6) 「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校は就労準備にあっても児童生徒の職業指導を重視する。その際、職業関連学校やその専門官、就労相談所や企業との連携が不可欠である。

第25条「特別の教育相談・促進センター」としての促進学校の組織

- (1) 促進学校に「特別の教育相談・促進センター」が広域または地区に設置される。これに関する決定は学校維持管理者との了解のもとで州文部省が行う。
- (2) 「地区特別の教育相談・促進センター」は原則として次の学校と結びついた形態で構成される。

1 学習援助学校、教育援助学校、言語治療学校、もしくは

2 生活実務学校、肢体不自由学校

地区の事情によって別の連携も可能である。「地区特別教育相談・促進センター」(regionale Beratungs-und Förderzentren) は地区の中心地に設置されるべきである。「特別の教育相談・促進センター」を設置していない促進学校は「地区特別の教育相談・促進センター」と緊密に協力して活動する。その際協力形態の学校連合に特別の教育的促進援助組織を設置することができる。

- (3) 「広域特別の教育相談・促進センター」

(Überregionale Beratungs-und Förderzentren)

は、原則として既存の広域の肢体不自由学校、盲学校、弱視学校、聴覚障害学校、教育援助学校、ならびに病弱学校に設置される。いろいろの促進学校の形態の結合は重複児童生徒の促進ニーズに応じて可能である。センターの管轄地域については、州福祉連盟や関連する学校維持管理者と協議して、州文部省が決定する。広域センターはその管轄地域にある地区センターと緊密に協力して活

動する。

- (4) 「特別的教育相談・促進センター」としての促進学校は、障害に合わせた建物や施設設備が用意される。その任務に必要な空間的物理的条件は学校維持管理者が配慮する。
- (5) 授業、巡回の相談・促進措置、診断活動及び別の機関の従事者と協力のために、基準に応じて週1時間から4時間の教師担当時間が用意される。州学務局は理由があれば例外として、教師担当時間数の超過を承認することができる。
- (6) 州学務局は「特別的教育相談・促進センター」に所属する通常学校の提案を学校維持管理者と協力して履行する。州学務局はこれをもとに通常学校がセンターといかに協力するかについて最終的に決定する。
- (7) 詳細は要綱で規定する⁴⁾。

II ヘッセン州における特別の教育的促進の取り組みと「特別的教育相談・促進センター」

1 特別の教育的促進の取り組み

特別の教育的促進ニーズを有する児童生徒のために、ヘッセン州ではいろいろの特別の教育的促進システムが展開されている。促進学校と並んで通常学校における巡回指導や共同授業も定着している。特別の教育的ニーズの認定によって、通常学校もしくは促進学校のいずれで促進に取り組むかについて個別に決定される。

1) 促進学校児童生徒数

特別の教育的ニーズを有する児童生徒はその達成可能性やその障害の種別により9種類の形態別促進学校で授業を受ける。ヘッセン州の252校にのぼる促進学校では、特別に養成された教師、障害に特有な施設・設備、特別な教材・教具の提供などが用意されている。また促進学校の形態別に即応した指針・大綱・指導計画などが児童生徒の特別の教育的ニーズを配慮して作成されている⁵⁾。

促進学校は原則として一貫学校(Durchgangsschule)として組織され運営されている。つまり、グルントシューレやハウプトシューレに即して初級段階・中級段階・上級段階などで組織される。促進学校の目標の第一は通常学校の回復であり、在籍する児童生徒の学習・労働・社会行動を伸張させることである。促進学校は第2の目標として通常学校に対する助言や促進を通じて特別の教育的ニーズを有する児童生徒に随伴して予防措置や支援を行うことである。

表1に示す就学児童生徒数から最近10年間の促進学校児童生徒の傾向を探れば、視覚、聴覚、肢体・運動発達に促進ニーズを有する児童生徒数の変動が比較的少ないのに対して、言語、知的発達、情緒・社会性の発達に促進ニーズのある児童生徒数はかなりの増加がみられる。学習にニーズを有する児童生徒数がやや高止まりを見せていることと相まって注目される。このことは表2に示すように学習に促進ニーズを有する児童生徒のクラス数と他のクラス数を比較しても理解できる。他のクラス数には視覚・聴覚・身体・運動発達に促進ニーズを有する児童生

表1 促進ニーズ別促進学校就学児童生徒数(ヘッセン州)⁶⁾

促進ニーズ/年度	1997/98	2000/01	2002/03	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08
学 習	11.899	13.337	14.375	14.316	13.937	13.565	12.587
視 覚	272	315	337	328	333	310	325
聴 覚	655	657	683	721	756	781	818
言 語	1.306	1.535	1.758	2.029	2.141	2.161	2.100
身体・運動発達	1.062	1.158	1.193	1.376	1.338	1.360	1.340
知的発達	3.389	3.826	4.351	4.566	4.642	4.783	4.893
情緒・社会性の発達	668	870	1115	1337	1504	1585	1.623
病 弱	1.612	1.696	1.768	1.957	1.992	2.156	2.253
その他	—	—	—	—	—	—	—
合 計	20.863	23.394	25.579	26.632	26.643	26.701	25.943

表2 重点別促進学校クラス数（ヘッセン州）⁷⁾

促進ニーズ/年度	1997/98	2000/01	2002/03	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08
学 習	967	1059	1216	1204	1200	1175	1,149
その他合わせて	986	1152	1207	1301	1350	1393	1,434
合 計	1,953	2,211	2,423	2,505	2,550	2,568	2,583

表3 共同授業参加児童生徒数（ヘッセン州）⁸⁾

児童生徒数/年度	1994/95	1997/98	2000/01	2002/03	2004/05	2005/06	2006/07
促進ニーズ児童生徒数	20,355	23,031	25,987	28,397	29,662	29,732	29,928
共同授業参加児童生徒数	1,602	2,168	2,593	2,818	3,030	3,089	3,227

徒などあまり増加が目立たないものを含みながらも、全体では増加が看取されるのに対して、学習にニーズを有する児童生徒のクラス数の伸びはわずかである。

2) 通常学校における共同授業

ヘッセン州では80年代に障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が通常学校で共に授業を受ける共同授業は、学校実験としてまずグルンドシュレから始まり、その後中等段階に広がった。2008/09年度には3,221人の特別の教育的ニーズを有する児童生徒が共同授業に参加した。そのうち1,947人がグルンドシュレ、1,272人が中等段階の児童生徒であった。また、学習援助と生活実務分野の特別の教育的ニーズを有する児童生徒1,412人（43%）が学習目標の異なる授業を受けた。2008/09年度に共同授業に参加した児童生徒の全数は表3に示すように3,227人にのぼっている。児童生徒たちは促進学校教師団に支援されているが、彼らは通常学校のクラス担任教師ないしは教科専門教師とチームを組んで活動しており、この2重の役割は州の学務局により週5時間から25時間の範囲で認められている。学習目標が同じ促進（通常学校の指導計画により授業が行われる）では、原則として障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに授業を受けているが、特別の教育的促進は巡回指導に委ねられている場合が多い。

3) 巡回指導（ambulante Förderung）

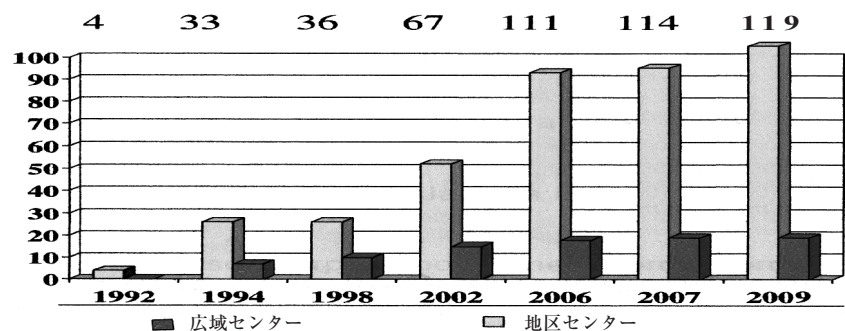
この方式は主に言語治療教育、教育援助、感覚障害児に関連する援助の分野で行われている。

2006/07年度で11,073人の児童生徒が主にグルンドシュレにおいて言語治療教育を受け、教育援助の小クラスでは4,470人以上が特別の教育的促進授業を受けた。相談、小グループによる促進、個別の促進等により、2006/07年度で2047人の主に聴覚障害ないしは視覚障害の児童生徒が広域の「特別教育相談・促進センター」から、また14,069人が「地区特別教育相談・促進センター」からそれぞれ巡回指導を受けた⁹⁾。

2 センターの設置状況

ヘッセン州では学習・言語・行動などに特別の教育的ニーズを有する児童生徒のために「地区特別の教育相談・促進センター」が設置され、視覚・聴覚・身体・運動・健康などの問題に促進ニーズのある児童生徒のために「広域特別の教育相談・促進センター」が設置されている。種別による設置の推移は、図1に示す通りである。

特別の教育相談・促進センター」は特別の教育的促進の取組みが進むにつれて設置が加速し、09年度には広域センターで18、地域センター101、合わせて119センターとなっている。今世紀に入って倍増の勢いである。ヘッセン州には2008/2009年度で促進学校は248校存在するが、その約半数の学校にセンターが設置されていることになる。それも量的拡大のみならず、表5、表6に具体的に見られるように⁷⁾、促進の重点別にきめ細かな設置が進められている。とりわけ、注目されるのは学習支援学校における地区センターの設置である。101地区センターのうち、実に86センターは学習支援学校に設置されている。後述するように、この傾向はドイツにお

図1 センター設置の推移 (ヘッセン州)¹⁰⁾表4 広域センターの設置状況 (ヘッセン州)¹¹⁾

促進の重点別	学	教	知的	病	言語	肢体	盲	弱視	聴覚	設置者
(州学務局) 学校名	習	育	的	弱						
(フランクフルト Frankfurt)										
Schule am Sommerhoffpark								☆		州福祉連盟
Hermann-Herzog-Schule								☆		フランクフルト市
Wessfrauenschule					☆					〃
Heinrich-Hoffmann-Schule				☆						〃
(オッフエンバッハ Offenbach)										
Erich Kastner-Schule					☆					オッフエンバッハ
(ラインガウ・ターヌスReingau-Taunus/Wiesbaden)										
Hellen-Keller-Schule					☆					ヴァイスバーデン市
Bruckenschule				☆						〃
Schule am Geisberg		☆								福音連盟
(ホッホターヌス・ヴェターラオHochtaunus/Wettersau)										
Johannes-Vater-Schule								☆		州福祉連盟
Johan-Peter-Schaffer-Schule							☆	☆		〃
(マールブルク・ビーデンコプフ Marburg-Biedenkopf)										
Carl-Strehl-Schule							☆	☆		ドイツ盲人研修施設
(ラーンデイル/リンブルクLahn-Dill/Limburg-Weilburg)										
Freiherr-von-Schutz-Schule								☆		州福祉連盟
(ギーセン/フォゲルブルク Giessen/Vogelsberg)										
Martin-Luther-Schule)		☆		☆						青少年保護連盟
(カッセル Kassel)										
Alexander-Schmorell-Schule						☆				カッセル市
Dietrich-Bonnhoeffer-Schule		☆								HEPHATA
(シュバルム・エダー Schnwald-Eder/Waldeck)										
Hermann-Schafft-Schule								☆		州福祉連盟
Schlossbergschule		☆		☆						〃
Karl-Preisung-Schule	☆	☆	☆		☆	☆		☆	☆	バディストホーム

ドイツにおける「特別の教育的促進」の取り組み

表5 地区センターの設置状況（ヘッセン州）¹²⁾

州学務局	促進の重点別	学 習	教 育	知 的	病 弱	言 語	肢 体	盲	弱 視	聴 覚	設置者
ダルムシュタット/ディブルグ	1		1								ダルムシュタット市
	4										ダルムシュタット/ディブルグ
ベルクシュトラセ/オーデンプルグ	4										ベルクシュトラッセ郡
	1	1									オーデンプルグ郡
フランクフルト市	6	1									フランクフルト市
グロス・ゲラオ/マイン・ターヌス	2	1			1						グロスーゲラオ郡
	1	1				1					マインターヌス郡
	1										リュッセルハイム市
	1										ケルスターバッハ市
ホッホターヌス・ヴェターラオ	3			1)	1)	1)					ホッホターヌス郡
	4	1)									ヴェターラオ郡
マイン・キンツィヒ	1					1)					ハーナウ市
	5	1)			1)	1)					マイン・キンツィヒ郡
オッフエンバッハ	1										オッフエンバッハ市
	6	1	1	1)	1)	2)					オッフエンバッハ郡
ラインガオ・ターヌス	3						1				ヴィスバーデン
	2										ラインガオターヌス郡
											福祉連盟と郡の共同
ギーセン/フォゲルブルク	1				1)	1)					ギーセン市
	3	3)	1)			3)					ギーセン郡
	3					1)					フォゲルブルク郡
ラーンデイル・リンブルク	1	1				1					ラーンデイル郡
	2	1)				1)					リンブルクーヴァイルブルグ
マールブルク・ビーデンコプフ	1	1)									マールブルク市
	4	4)			2)	1)		1)	1)	3	マールブルグ郡
カッセル	5										カッセル市
	3				1)						カッセル郡
シュバルム・エダー/ヴァルデック	4										シュバルムーエダー郡
	1		1)	1)							郡と私立学校との共同
	4										ヴァルデック郡
フルダ	1				1)						フルダ市
	2										フルダ郡
ヘアスヘルドーロッテンプルグ	2										ヘアスヘルドーロッテンプルグ
	2										ヴェラーマイスナー郡

ける初等中等教育の大きな課題を反映しているの
であろう。

Ⅲ センターの運営と活動

ヘッセン州はこれまで州を3分割し、北部ヘッセ

ン行政管区 (Regierungsbezirke) をカッセルに、中
部ヘッセン行政管区をギーセンに、南部行政管区を
ダルムシュタットにおき、それぞれに設置された州
学務局 Staatlichen Schulamt に主要な教育行政権限
を与えてきた。しかし、2006年にこの制度を廃止し
て郡 Kreis にその権限を委譲した。その結果、特別

の教育的促進体制や「特別の教育相談・促進センター」の活動も大筋では州の主導が続くものの細部では郡の特色も発揮できることとなった。本稿では、かつて中部行政管区に属していたマールブルク・ビーデンコプフ州学務局管内と南部行政管区のうち、フランクフルト市の周辺部ターヌス地区の州学務局管内グロス・ゲラオ / マイン・ターヌス、ホッホターヌス・ヴェターラオ、グロス・ゲラオ / マイン・ターヌスの中から特徴的な事例を整理する。

1 マールブルク・ビーデンコプフ郡の事例

マールブルク・ビーデンコプフ郡は東西 76 キロ南東 36 キロ、総面積 1.2626 平方キロに 252.187 人の人口を持ち、マールブルク市と 22 の町村 Gemeinde で構成されている。郡内にグルンドシュレー 55 校、ハウプト・リアルシュレー Hauptschule 10 校、ギムナジウム Gymnasium 4 校、職業系学校 Beruflichen Schule 6 校、総合制学校 Gesamtschule 8 校、促進学校 15 校がある。促進学校及び総合制学校の種別とセンターの設置状況は

表 6 に示した。

マールブルク・ビーデンコプフ郡における「特別の教育相談・促進センター」の実情に関しては、次のような特色を指摘できるであろう。

1) 伝統ある私立学校による広域特別教育相談・促進センターの運営

第 1 に指摘できることは特色ある私立の促進学校が多く存在し、それらの多くは広域センターとして特別の教育的促進の取り組みに大きな役割を演じていることである。それは Cahl-Strehl Schule の存在とその活動を見れば明白であろう。この学校は盲・弱視の子どもたちを就学させる促進学校であるが、初等教育終了後の中等教育段階を主として担当し、ギムナジウムコースや商業コースに多くの児童生徒を集めている。とりわけ前者は大学進学コースとして評価が高く、卒業生の多くがドイツ各地の大学に進学して盲・弱視者の専門職の拡大・確保に貢献している。このような実績を背景に学校と同じ敷地に、ドイツ盲人研修施設が設置され、点字図書館、

表 6 促進学校の種別とセンターの設置状況 (マールブルク・ビーデンコプフ郡)¹³⁾

促進学校の名称	促進区分	学習	教育	知的	病弱	言語	肢体	盲	弱視	聴覚	設置者	児童生徒数	センターの有無
Erich-Kästner-Schule (Grundschule)	*						☆				市		
Mosaikschule				☆			*				市	67	
Pestalozzischule	☆	☆				*					市		☆
Fronhofschule						☆					市	50	
Julie-Spannagel-Schule			☆		☆						私学		
Bettina-von-Amim-Schule	☆	☆	☆				☆				私学	115	
Daniel-Cederberg-Schule	*			☆			*				私学		
Schule für Kranke am Klinikum					☆						大学	80	
Anna-Freud-Schule Marburg					☆						連盟	70	
Carl-Strehl-Schule								☆	☆		私学		☆
Burgbergschule Friedensdorf	☆	☆									郡		☆
Hilda-Heinemann-Schule				☆			*				郡	60	
Otfried-Preussler-Schule	☆	☆				☆					郡		☆
Landgräfin-Elisabeth-Schule	☆	☆									郡	97	☆
Astrid-Lindgren-Schule				☆			*				郡	52	
Gesamtschule Kirchein	☆	☆									郡	1,595	☆
Gesamtschule Niederwalgen	☆										郡	686	☆
Wollenbergschule Marburg	☆	☆	☆			☆	☆			☆	郡	900	☆
Gesamtschule Ebsdorfggrund	☆	*									郡	658	☆

☆促進重点別 *併置された部門

点字出版、点字教材の製作、情報機器の開発等で
界に寄与している。

この学校は在籍する児童生徒のニーズに合う適切な教育を提供するとともに、その教育的蓄積を広域センターの活動として遺憾なく活用している。センターの活動は、校内における相談・促進と校外における巡回指導に大別される。その業務の概要は次に示すとおりである¹⁴⁾。

- ・ 児童生徒の視覚障害やその学習への影響について親や教師に情報を提供する。
- ・ 親、教師、児童生徒への相談活動などで視覚障害について意見交換をする。
- ・ 拡大印刷等による活動資料の作成と頒布。
- ・ 補助具の確保とその手ほどきの必要な児童生徒に使用法の訓練。
- ・ 認知向上や概念形成などの領域を並行的・補完的に促進する。
- ・ 歩行や低視力に取り組む関連機関のスタッフとの連携、学務局や眼科医などとの協働。
- ・ 卒後の職業相談。
- ・ 通常学校教師の研修。

2) 総合制学校に併置される地区特別教育相談・促進センター

マルブルク・ビーデンプフ郡のもう一つの特色は、通常学校における特別の教育的促進活動とそこに併設されているセンターの役割である。表6に記載されているように、通常の学校で新しいタイプの中等教育段階の学校である総合制学校 Gesamtschule に「特別の教育相談・促進センター」が併設されている。Gesamtschule Kirchein、Gesamtschule Niederwalgen、Wollenbergschule Marburg、Gesamtschule Ebsdorfegrund の4校である。この地区には8校の総合制学校が存在しているが、その半数の学校に州文部省によって認可された「特別の教育相談・促進センター」が設置されていることは注目に値する。たとえば、Gesamtschule Ebsdorfegrund はグランドシューレ卒業後に2年間在籍する「観察段階」(Orientierungsstufe) から入学させ、その後ハウプトシューレ、リアルシューレ、ギムナジウムの3課程を選択して修了させる。この3課程と並んで促進段階も併置されている。

「観察段階」には「促進段階」(Förderstufe) も用意されており、しかも校内に「特別教育相談・促進センター」も併設されて、共同授業が校内で完結するシステムである¹⁵⁾。

2 ターヌス地方の事例

フランクフルト市の郊外で住宅地を形成するターヌス地区は、大都市周辺地帯特有の多くの教育問題を抱え、特別の教育的促進にあっても苦心の取り組みが見られる。

1) 地区特別教育相談・促進センターと連携する通常の学校

ヴィスバーデン市では、促進学校8校のうち、広域センターと地区センター併せて6センターが指定されており、センターそれぞれに連携校として通常学校が指定されている。広域センターの3校 Friedrich-von-Bodelschwingh-Schule (肢体不自由)、Schule am Geisberg (教育援助)、Bruckenschule (病弱)を除く、学習援助促進学校に設置されたセンターと連携している通常学校の校種を記せば次の通りである¹⁶⁾。

Albert-Schweitzer-Schule (学習援助) —グレントシューレ4校、促進段階を併設するグレントシューレ1校、共同授業に取り組むグレントシューレ2校、共同授業に取り組む総合制学校2校

Comeniusschule (学習援助) —グレントシューレ4校、共同授業に取り組むグレントシューレ1校、統合総合学校1校、共同授業に取り組む総合制学校、ハウプトシューレで共同授業に取り組むグレント—ハウプトシューレ1校

August-Hermann-Francke-Schule (学習援助) —グレントシューレ4校、共同授業に取り組むグレントシューレ3校、リアルシューレ2校

これら3校は学習援助学校として共通の教育課題をになっており、学校嫌い、学習への自信喪失、退行、諦め、攻撃、逃避などの問題行動を抱える児童生徒が対象である。3校の在籍児童生徒は08年度で Albert-Schweitzer-Schule は120人、Comeniusschule は230人、August-Hermann-Francke-Schule は210人である。在籍する児童生徒の教育や地区センター

として活動をそれぞれ展開しながら、3校は連携する学校の児童生徒に対する初期活動に関して、通常の学校もしくは州学務局から連絡を受けて、1998年以来次のような取り組みを共同で行っている。

- ・ 通常学校における授業の視察
- ・ 正規のテスト方法で再検査
- ・ 実際の学習・成績レベルの確認
- ・ 教師、親、その他関係職員と面接
- ・ 特別の教育的促進にかかわる所見の作成
- ・ 特別の教育的促進ニーズの有無を認定
- ・ 最初はセンターの教師、続いて校長による親に対する詳細な情報提供と助言
- ・ その後州学務局による書面の確認、親によるニーズの有無や促進場所等の同意もしくは拒否が確認され、拒否の場合は促進委員会に委ねられる。

Comeniusschule が近年扱う児童生徒には、行動障害が 30～35%、言語問題が 40%以上、軽度身体障害が 5%、認知障害 25%以上、知的障害 5%、薬物乱用の犠牲者 10～15%、暴行の犠牲者 40%など、生活上・学習上きわめて深刻な状態が報告されている。さらには児童生徒の家族の 40%以上が社会扶助を受けており、2、3世代にわたる場合も見受けられる。いわゆる本来の「学習支援を要する児童生徒」は 10～15%に過ぎない、と認識されている¹⁷⁾。

2) 促進学校と他校設置の地区特別教育相談・促進センターとの連携

マイン・ターヌス郡のホーハイムにある Johann-Hinrich-Wichern-Schule は、学習援助促進学校としての充実を基本に、「特別の教育相談・促進センター」のある別の促進学校との連携を深めることで有意義な教育活動を展開している¹⁸⁾。

同校には 128 人の児童生徒が在学しているが、彼らは学習障害や部分達成障害、言語発達障害とならんで、心理的障害や変わった行動の発現が大きな役割を演じている。児童生徒の多くは社会環境や家族関係に重い負担を背負っている。ほとんど半数近い児童生徒に、移住による問題が背景となっている。この学校の児童生徒にあっては学習・成績・社会行動ないし情緒性や周囲とのコミュニケーションなどが損なわれていることが基本的な問題である。

34 人の児童生徒が外国籍を有しており全校児童生徒比は 26%である。母国も 12 カ国に及んでいる。その他は生来のドイツ人もしくは申請によりドイツ籍を獲得したものである。

児童生徒は毎日徒歩通学を原則にしているが、4 台のスクールバスも運行されている。通学区域は原則としてマイン・ターヌス郡の 20 の市町村であるが、フランクフルト、バードソーデン、シュバルバッハなど区域外から許可を得て通学しているものも少なくない。

教員は 17 人で促進学校教員資格もしくはハウプトシューレ教員資格保持者である。この他に 2 人の促進学校試補教員が常時勤務しており、彼らは授業助手として児童生徒の個別指導に当たっている。促進学校資格教員は「特別の教育相談・促進センター」などの研修に勤務時間中に参加して新しい情報機器や教材について、あるいは特別の教育的促進の決定手続き等について学んでいる。また、特別の教育的促進の活動には、保健局からの補助対象となる心理療法などの専門家の支援を受けることができる。

近隣の 2 校との連携も重要視されている。一つは「地区特別の教育相談・促進センター」を併設している知的障害のための学校 Friedrich-von-Bodelschwingh-Schule で、他の一つは内部に促進段階と共同授業を運営するグルントシューレ Heiligenstockschule である。これらの学校との連携は次に示す活動に具体化されている。

- ・ 交流行事（クラス朝食会、休日のピクニックやあそび、映画・演劇鑑賞、野外劇場、サッカーの試合）、
- ・ 授業交流（共同行動のある授業訪問、個別児童生徒の実験授業、介護支援）
- ・ 教師交流（授業教材・機器の交換、専門的に特殊な内容の授業の教員交換、教員研修行事、「特別の教育相談・促進センター」の共同利用）

このような地域センターの活動の意義は次の 3 点に絞られるであろう。

まず促進学校教師団による早期の有効な支援、通常学校における促進活動のはめ込みなどの取組みにより、特別の教育的ニーズを有する多くの児童生徒の通常学校への残留や生活範囲の安定に寄与する。

さらに、促進学校教師団は促進の診断手続きの経

験や観察による通常学校の児童生徒の調査などで得たことで、通常学校の教師に助言し、教育目標を定めた促進を共同して組織化する。

また、センターの教員団は親と協同し、児童相談所と接触し学校外の機関と協力する。センターと通常学校との協力は当該の児童生徒のみでなく、通常学校の教師が授業を多様化個別化する契機となっている。

おわりに 「特別の教育相談・促進センター」の活動とその成果

欧米の教育インテグレーションは、たとえばイタリアのスローガン「特別学校なき障害児教育」に代表されるように、特別学校を廃止して障害児に専ら通常の学校への就学を志向する傾向が顕著である。ところがドイツでは通常の学校へ就学する取組みを進めるなかで促進学校（特別学校）を廃止するのではなく、これまで障害児教育を先導してきた促進学校の教育的遺産を継承しその教育機能や社会的役割を活用する方途を採用している。典型的取り組みが促進学校に設置される「特別の教育相談・促進センター」の活動に見られる。センターの活動とその成果に触れ、まとめとしたい。

- 1 センターを設置する母体である促進学校自体も特別の教育的ニーズを有する児童生徒を多数就学させてなお発展の途上にあることが注目される。2006年度の連邦全体の集計によれば、特別の教育的ニーズを有する児童生徒のなかで促進学校と通常の学校を就学者で比較すれば84.3%対15.7%で、促進学校就学者が圧倒的に多い。促進学校への期待が依然強いことを物語っている¹⁹⁾。
- 2 促進学校は特別の教育的ニーズを有する児童生徒を多く在籍させるだけでなく、通常の学校に就学している児童生徒の特別の教育的ニーズに応じて「特別の教育相談・促進センター」は、教員を派遣して共同授業や巡回指導などに積極的に関与している。この国のインテグレーションは促進学校を機軸として展開されている。
- 3 「特別教育相談・促進センター」は地区センターと広域センターに区分して特別の教育的ニーズを有する児童生徒にきめ細かに対応する体制を整

え、従来の障害児のみならず通常の学校における児童生徒問題への貢献が期待されている。

- 4 促進学校にセンターを併設するだけでなく、通常の学校にも設置が始まっている。通常の学校に設置されたセンターは共同授業をはじめ各種相談事業や学校生活のバリアフリーなどに取り組んでいる。

注及び引用文献

- 1) 中部大学特別研究費の支給を受け、2009年2月中旬から3月上旬にかけて現地調査に出かけることができた。関係者との面談を含めてヘッセン州における特別の教育的促進の実態について多くの資料を入手した。その際、州 Marburg-Bienkopf 郡学務局 B. K. Hofmann 教育監、州 Fulda 郡学務局 F. Parschmann 担当官、Carl-Strehl Schule EH, T. -Klee センター長、Lebenshilfe（ドイツ知的障害者援助協会）連邦本部 T. Frühauf 専門官各位には格別お世話になった。
- 2) 法令については次の行政資料を参照した。
Hessisches Kultusministerium (2008): Grundlagen der sonderpädagogische Förderung in Hessen.
- 3) 本規定第2条に示されている「特別教育相談・促進センター」の任務は次の通り。
 - 1 教師・親・児童生徒専門的包括的相談業務
 - 2 授業の期限付き支援
 - 3 通常学校において適切な教材教具の作成や機器の調達に関する相談
- 4) 「要綱」とは、「特別の教育相談・促進センターの活動に関する要綱」(Richtlinien über die Arbeit der sonderpädagogischen Beratungs- und Förderzentren (BZF): Erlass vom 29 November 2006)を指す。
- 5) 州文部省は促進の重点別に以下に示す授業指針を策定している。
「学習援助学校の授業と教育に関する指針」、「病弱児童生徒の授業と教育に関する指針」
「言語障害児童生徒の言語治療的促進の授業と教育に関する指針」、「聴覚障害児童生徒の授業と教育に関する指針」、「実務的教育学校と肢体不自由学校における社会的教育の共同従事者の活動に関する指針」
- 6) 表1に記載した数値については次の資料から作成した。
Sekretariat der Kultusministerkonferenz (2005): Dokumentation Nr. 177 — Sonderpädagogische Förderung in Schulen. 1994 bis 2003. S. 53-58.
Derselbe (2008): Dokumentation Nr. 185 — Sonderpädagogische Förderung in Schulen. 1997

- bis 2006. S. 25-30.
- Derselbe (2009) : IVD/Statistik-Sonderpädagogische Förderung in Förderschule. 2007/2008.
- Derselbe (2009) : IVD/Statistik-Sonderpädagogische Förderung in allgemeinen Schule. 2007/2008.
- 7) 表2に記載した数値については次の資料から作成した。
- Sekretariat der Kultusministerkonferenz (2005) :
a. a. O. S. 31-32
- Sekretariat der Kultusministerkonferenz (2008) :
a. a. O. S. 31-32
- 8) 表3に記載した数値については次の資料から作成した。
- Hessisches Kultusministerium (2008) : Gemeinsamer Unterricht.
- 9) Hessisches Kultusministerium (2008) : Sonderpädagogischen Förderung in Hessen.
- 10) Hessisches Kultusministerium (2008) : Beraten. Fördern. Unterstützen. -Aufgaben der Beratungs- und Förderzentren. 2009 年度の数値はつけくわえた。なお、ヘッセン州の初期センターの事情については下記の文献に若干の記載がある。
- 参照、窪島務 (1998) 『ドイツにおける障害児の統合教育の展開』 文理閣 207-211 頁
- 11) Hessisches Kultusministerium (2008) : Liste der überregionale und regionale Beratungs- und Förderzentren in Hessen. S. 1-2.
- 12) Ebenda S. 3-13.
- 13) Staatliches Schulamt für den Landkreis Marburg-Biedenkopf (2008) : Sonderschulangebot im Bereich des Staatlichen Schulamt für Landkreis Marburg-Biedenkopf
- 14) Deutsche Blindenstudienanstalt (2008) : Der Weg in die Carl-Strehl-Schule.
- 15) Staatliches Schulamt für den Landkreis Marburg-Biedenkopf (2008) : Förderung von Kinder.
- 16) Staatliches Schulamt für den Landkreis Reingautanus (2007). : Zuordnung der allgemeinen Schule zu den Beratungs-und Förderzentren.
- 17) Comenius Schule (2009) : Sonderpädagogische Beratungs-und Förderzentrum.
- 18) Johann-Heinrich-Wichern-Schule (2008) : Schulprogram der Johann-Heinrich-Wichern-Schule in Hofheim am Tanus. Vgl., Staatliches Schulamt für den Landkreis Hochtanus (2008). : Beratung und Förderung im Hochtankreis. Staatliches Schulamt für den Landkreis Wetterau (2008). : Beratung und Förderung im Wetteraukreis. (2007). : Qualitätshandbuch Integration in Wetteraukreis.
- 19) Vgl. Cortina, K. S. (Hg) (2008) : Das Bildungswesen in der Bundesrepublik Deutschland. Rowbowlt. Hamburg. S. 205.

受付日 2009 年 9 月 30 日

受理日 2009 年 11 月 18 日

Abstract

In Germany, the term “Special Needs Education” is called as “Special Educational Support (Sonderpädagogische Förderung)”.

The purpose of this education system is to facilitate more integrated education by making effective use of Special Schools’ educational function. As a part of this system, “Special Pedagogical Support Centres (Förderzentren)” are established in respective Special Schools, which are playing a leading role in facilitating this German-style integration.

This paper reports the present situation of Centres in Hesse to clarify their functions and roles, adopting an approach composed of the following 3 dimensions: First, I summarized relevant laws and regulations to clarify definitions about the Centres’ roles and organizational structures. Next, I analyzed the Centres’ present situation in numerical manners to understand their characteristics and trends, by showing various numerical data such as transition in the numbers of regional and local Centres, types and characteristics of Centers and facility founders/operators, and so on. Finally, I summarized the Centres’ actual activities and their issues and challenges to be addressed, by giving specific examples collected from some parts of Hesse.

[Keywords] special support education special needs education special pedagogical support centres (Förderzentren) German-style integration